

特養あずみの里 業務上過失致死事件裁判で無罪を勝ち取る会ニュース

連絡先〒399-8204 長野県安曇野市豊科高家 5285-11 協立福祉会 気付

2019年1月12日 No.19

Tel 0263-71-2300 FAX 0263-73-0788

12/17 最終弁論・報告集会に200人を超える支援者

12月17日よく晴れた穏やかな冬の日、第22回公判が行われました。朝から裁判所には200人近い支援者が集まりました。傍聴に入りきれない皆さんは街に出て無罪を訴え、署名を集めました。午後の報告集会では会場を支援者で埋め尽くし、弁護団全員がこれまでのたたかいのおもいを語りました。



報告集会では12人の弁護団全員がそれぞれの思いを語りました



木嶋日出夫弁護団長(信州しらかば法律事務所・岡谷)

私も弁護団も山口さんも無罪・無実を確信していますが、2つだけ念押しして、これを裁判官3人に書かせたい。①「根拠のない思い込みで過ぎない『窒息』が、どんなに拡散しようと、どのように『記録』されようとも、それが客観的な『事実』になるわけではない」。②「特養あずみの里の職員らが異変発生に心を痛め、家族の感情を全面に受け止め再発防止を目指した真摯な反省が逆手取られたのである」。こんなことはけしからんじゃないかという私たちの確信を裁判官の確信にしなければならぬのです。

中島嘉尚主任弁護人(あるぶすの風法律事務所・松本)
主任弁護人とは、裁判官や検察官と打ち合わせしたり、弁護団が思うところを十分に立証できるように調整するのが主な仕事です。最後は山口さんの頭の上に無罪というロフィーが輝くという為全員が一丸となって努力してきました。

大門嗣二弁護人(大門法律事務所・長野)
最後の弁論では、傍聴のみなさんにも弁護団が言っていることがちゃんと耳に届くように精一杯声を張り上げて陳述をしました。こんなにたくさん傍聴にも来ていただいて、大変ありがたかったと思っています。この力で山口さん完全無罪、被告席から解放させたいと思っています。

藤井篤弁護人(アルタイル法律事務所・東京)
東京から駆けつけ、4年前から数えてみたら120回、平均すると月2.5回。なぜこんなに来るかというと事実関係がわからないのです。私たちは全く知らないで何度も来て食事中見てみたり。いろいろ皆さんからもご意見をいただきまして、やはりみんなの力がすごい。議論の中で事実関係がだんだんわかってきました。

小口克巳弁護人(お茶の水合同法律事務所・東京)
裁判は国民のものです。それを注目して応援する皆さんのものです。つまり密室の中で裁判官に裁判をさせ

てはならない。福祉の道に進む人は優しい人が多く、本当にいい人ばかり。それだからこそ徹底した反省をしまつて逆手に取られる。これを裁判官を問い、検査官を問い、日本の福祉を問う、それが我々の役割です。

村上晃弁護人(長野中央法律事務所遺書・長野市)
絶対間違っても刑事事件にされるようなことがあってはいけません。何よりも社会保障制度そのものに今回のことをきっかけにして一人でも多くの人に関心を持ていただきたい。何よりも山口さんの無罪を確信しています。

上野格弁護人(上野廣元法律事務所・東京)
何にしても本件は職員のみなさんが必死になって再現しました。そのあとの証人尋問も仕事のあと疲れたところで、自分の記憶どおりに裁判官に伝えるんだということで頑張りました。松本協立病院の医師の上島先生は最初から窒息ではないと疑っていた一人です。福村先生にもお世話になりました。長野県中の弁護士が集まって頑張ったわけです。長野の民医連、職員、医師、弁護士、支援者全部の成果だと思います。

山崎泰正弁護人(長野中央法律事務所・長野市)
集合の弁護団会議以外に、日常的には弁護団会議とメーリングリストで書面や意見のやり取りをしてきました。本数3251通。これだけの意見のやり取りをもってここまで到達したということです。判決が無罪だと前提とす

ると、今度は検察官に控訴をさせない、控訴を断念させる、これをやっぱり今回と同じように人の声を結集してやっていかなければならない。それも含めてあと3ヶ月強頑張らしましょう。

渡邊恭子弁護士(丘の上ながの法律事務所・長野)

弁護団の中だけではなく、全国の医療者・介護者の方々に、このことを知らせて、署名を集めて、毎回毎回裁判所をとり囲んで、裁判所にプレッシャーをかけていただき、中と外で一体となってこの件を無罪にするのだという運動が出来てきました。控訴されたら控訴審があります。もうちょっと頑張ります。

宮地理子弁護士(アルタイル法律事務所・東京)

昨年2月19日、私が山口さんに被告人質問をしました。ものすごいプレッシャーの中でたくさんのお答えしなくてはならない、そういう中で山口さんも精一杯たたかってくたし、法廷外で皆さんがたたかってくたしたこと、それが大きな力となって山口さんがこれまで折

れることなく、仕事を続けながらこの裁判をたたかってくれたんだと思います。今後共よろしくお願いします。

横山直毅弁護士(横山直毅法律事務所・松本)

当初は窒息についての知識はありませんでしたので、窒息した可能性もあるのかなあと考えておりましたが、福村先生と面談を重ねていく中で全くありえないと、微塵の可能性もないと確信しています。引き続き運動の方は必要になりますのでご支援をお願いします。

金枝真佐尋弁護士(あおぞら法律事務所・大町)

弁護士になって初めて法廷のパーの中に入ったのがこの事件です。今日こういう形で結審し、あとは裁判官に委ねるところなんです。これだけきちんとやってダメだったら何をやるんだらうというくらいのはやったと思っています。みなさんも今後とも運動を盛り上げてぜひ無罪の判決が出るように、裁判所に対しても社会に対してもメッセージを送っていきましょう。

最終弁論での山口さんの発言(抜粋)

毎回、被告人席に入るのは苦しいです。4年前に起訴された当時は、とまどいや不安、怒りと切なさが入り混じった日々でした。それから、あずみの里の職員や長野県内外から励ましの言葉をいただき、学習会や裁判を重ねるにつれ、これは不当な裁判であり、私は無実であるとの気持ちが強くなりました。証人尋問でも、福村医師や川嶋先生の証言をいただき、自信あるものになりました。今は、私は無実であり、この裁判は、絶対負けられない、介護の未来、福祉の未来がかかった裁判であると確信をもっています。

支援の輪が広がっています 長野県内では看護協会全支部で支援が取り組まれ副会長の傍聴支援参加も。老健協会も集会参加、署名など全会員に呼びかけ。全国でも看護協会や介護関係者との懇談や要請が進み、北海道の500筆をはじめ連日数百単位の署名が届いています。「地域の特養や老健全てを回った」という救済会、医療関係者や、病院窓口に置いてあった学習パンフレットを見て学生の教材にしたいという福祉系大学教授からの申し出など、人から人へ支援が急速に広がっています。

3月25日までに裁判のことをもっと知らせよう

・学習パンフレット申し込み先

⇒長野県民医連事務局内 「勝ち取る会」担当 (☎0263-36-1390)



☆裁判支援サイトをご覧ください <http://www.mintyo.or.jp/min-iren/trial/>
ニュース・学習資料・署名用紙などを掲載しています

あずみ裁判支援

検索

新署名到達(新署名をさらに広げて下さい)

新署名 22万9292筆 旧署名 19万8617筆 合計 42万7909筆 (1/17現在の到達)

3/6に提出予定 2月末までにお届けください

裁判闘争カンパのご協力をお願いします

振込先 長野銀行 本店 普通 8828733 無罪を勝ち取る会

今後の予定

2019年3月25日(月)13:30～ 第23回公判 判決言渡

多くの方の参加を

終了後、報告集会(松本市勤労者福祉センターにて)

お願いします

特別養護老人ホームあずみの里裁判で、 無罪を求める要請書

第6回公判までに裁判所に提出した要請書名は、全国各地の医療・介護の現場を中心に寄せられ、17万筆を超えました。この度、以下の内容を以て新たな要請書を裁判長にお届けします。

長野地方裁判所松本支部 裁判長 殿

2013年12月12日特別養護老人ホームあずみの里の食堂で、おやつをドーナツを食べた85歳の女性がぐったりして、意識を失っているところを発見されました。

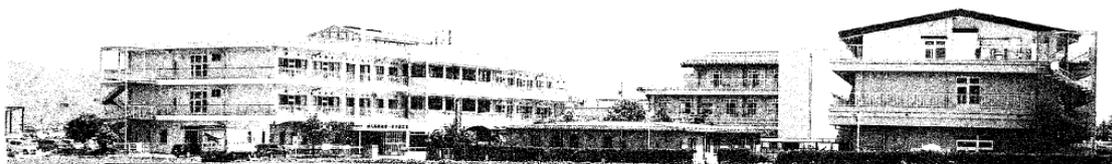
施設職員が全力で救命に努めましたが、女性は1月16日に搬送先の病院でお亡くなりになりました。そして2014年12月検察は女性の隣で全介助の方のおやつを介助をしていた准看護師の山口さんに対し、「注視義務を怠り女性を誤嚥させ窒息死させた」として在宅起訴しました。

第1回公判(2015年4月)以降、弁護団は注視義務違反は成り立たないと追及してきました。検察は第5回公判後、ドーナツを配膳したこと自体を過失として2016年9月16日に起訴内容を新たに追加してきました。これは、あまりにも介護現場の実態を無視した乱暴きわまりないものです。これを犯罪だとは決して認められません。裁判は新たに重大な局面を迎えています。

この間、全国から、「こうしたことで罰せられるならば、人間らしい介護が奪われる」「介護現場が萎縮し、ますます介護職員になる人たちがいなくなってしまう」という声も多く寄せられています。

現在、介護保険制度の度重なる改定により、介護現場では職員の確保が非常に困難な状況になっています。また、介護福祉士の養成校においても定員割れを起こしています。私たちは本件を有罪にすることになれば、日本の介護が崩壊してしまうと危惧します。本来あるべき人間の尊厳を守る介護ができなくなります。この裁判は、介護の未来がかかった裁判です。

私たちは、裁判所に対して、あらためて強く無罪判決を求めます。



氏名	住所

※お預かりした個人情報は、本件以外の目的には使用いたしません。

取扱い団体 特養あずみの里業務上過失致死事件裁判で無罪を勝ち取る会
〒399-8204 長野県安曇野市豊科高家5285-11 協立福祉会気付
Tel. 0263-71-2300